第77号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

記

公の施設の名称 及び所在地	長岡京市立地域福祉センターきりしま苑 長岡京市東神足二丁目15番2号
指定管理者	長岡京市東神足二丁目15番2号 社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会 会長 山本 弥生
指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

長岡京市立地域福祉センターきりしま苑指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集(公募)について

募集受付期間:令和3年9月1日~9月8日

募集周知方法:①広報長岡京8月号に募集記事掲載

②長岡京市のホームページに募集記事掲載 (8月1日~)

2 応募者について

応募者数:1件

応募者名:社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京 市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審查実施日:令和3年10月11日(月)

午後2時10分から40分間

長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

- 4 選定の基準について
 - (1) 地域福祉センターの運営をはじめとする指定管理者としての活動が地域 福祉の推進に寄与すると認められること。
 - (2) 地域福祉活動の推進に関する実績のあること。
 - (3) 事業計画書による当該公の施設の運営が市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
 - (4) 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - (5) 事業計画書に沿って、安定して施設の管理を行う資源及び能力を有するものであること。
 - (6) その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要な条件を備えるものであること。